

財務省告示第四百三十九号

省令第三十号（第七條第三項の規定に基づき、平成十四年十一月二十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十四年十二月五日

財務大臣 塩川 正十郎

一	名称及び記号	利付国庫債券（五年）（第二十二回）
二	発行の根拠	財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一百一号）第十一條第一項
三	発行方法	郵便貯金資金による引受け
四	発行金額	額面金額で二千三百億円
五	払込金額	二千万円、一億六千万円、五千万円、十億円、百万円、千万円、一億円及び十億円の六種
六	額面金額の種類	円、一億円及び十億円の六種
七	発行行	平成十四年十一月二十日
八	発行価格	額面金額百円につき百円七銭
九	利行の利率	年〇・三パーセント
十	経過利息の払込み	郵政事業庁長官は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第十六号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\text{額面金額及び登録金額の総額} \times \frac{0.3}{100} \times \frac{61}{365}$$

十一 初期利子
 平成十五年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十三号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額又は登録金額} \times \frac{0.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二
払 込 期 日	払 場 所	元 利 金 支 額	償 還 金 額 限	後 の 利 子 以
平 成 十 四 年 十 一 月 二 十 日	取 扱 店 並 び に 取 扱 郵 便 局	国 債 代 理 店 及 び 国 債 元 利 金 支 払	日 本 銀 行 の 本 店 、 支 店 、 代 理 店 、 額 百 円 に つ き 百 円	平 成 十 九 年 九 月 二 十 日
				利 子 を 支 払 う 。
				て、その日以前六月間に属する
				を、支払日及び各支払期におい
				毎年三月二十日及び九月二十日